

# 1. 外来医療の機能分化とかかりつけ医機能の一層の推進

## (9) 有床診療所入院基本料の見直し

点p32-33, 留p56-57,  
 施告p678-679, 施通p735-736

➤ 有床診療所が地域において担う役割を踏まえ、病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡し機能や、終末期医療を担う機能等を更に推進する観点から、以下の見直しを行う。

1. 有床診療所一般病床初期加算の算定要件について、転院又は入院した日から起算した算定上限日数を、7日から**14日へと延長**するとともに、評価を見直す。

### 現行

[算定要件(有床診療所一般病床初期加算)]  
 (中略)入院した患者については、転院又は入院した日から起算して7日を限度として、有床診療所一般病床初期加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。



### 改定後

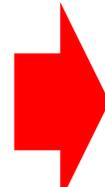
[算定要件(有床診療所一般病床初期加算)]  
 (中略)入院した患者については、転院又は入院した日から起算して**14日**を限度として、有床診療所一般病床初期加算として、1日につき**150点**を所定点数に加算する。



2. 医療従事者の追加的配置に係る評価を見直す。

### 現行

注5		
イ	医師配置加算1	88点
ロ	医師配置加算2	60点
注6		
イ	看護配置加算1	40点
ロ	看護配置加算2	20点
ハ	夜間看護配置加算1	85点
ニ	夜間看護配置加算2	35点
ホ	看護補助配置加算1	10点
ヘ	看護補助配置加算2	5点



### 改定後

注5		
イ	医師配置加算1	120点
ロ	医師配置加算2	90点
注6		
イ	看護配置加算1	60点
ロ	看護配置加算2	35点
ハ	夜間看護配置加算1	100点
ニ	夜間看護配置加算2	50点
ホ	看護補助配置加算1	25点
ヘ	看護補助配置加算2	15点



3. 有床診療所緩和ケア診療加算について、評価の見直しを行う。

### 現行

[算定要件]  
 有床診療所緩和ケア診療加算 150点



### 改定後

[算定要件]  
 有床診療所緩和ケア診療加算 **250点**

